

「学校協議会に区長の価値観を反映させる」

区長による学校教育介入を許さず 父母と教職員共同の学校づくりを

大阪市教育委員会は8月28日、大阪市立学校協議会運営規則を決めました(裏面参照)。朝日新聞は「保護者の意見を元に不適格教員を校長に申し立てるなど強い権限を持つ『学校協議会』を、市立学校約520校全校に今年度中に設置することを決めた」と報道しましたが、その問題を含めこれからの学校教育に重大な影響を与えるものです。

住民の価値観の名で

市長の価値観押し付け

橋下市長は8月1日の会見で、「必ずこれは教育行政の中に政治が不当介入してきたという話に必ずありますけどもね、政治というのは悪じゃない：住民代表だという立場に立てばですね、これは悪ではなくて住民の価値観を入れていくんだ教育

基本条例含めてですね、学校活性化条例含めて今回こだわったのは、区長が学校協議会の中にやっぱり関与していく。…委員の任命だったりとかですね、それから学校協議会の運営についてはこれは区長がサポート役に入っていくますからね。そういう形で今の教育行政、教育現場にですね、住民の皆さんの保護者の価値観というものを反映させていくってことは、非常に重要なこと。」と述べました(市長会見は8月24日付号外参照)。

選挙に勝てば、「住民代表」だから教育に介入してよい、区長は住民の価値観を代表しているというのは、橋下市長の「選挙で通ったらあとは白紙委任」とする考え方を具体化したものです。

政治と教育の関係については、旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決

(1976年)において、人間の内的価値に関する文化的営みとしての教育は、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきではないとしました。

教育の目的はあくまで子どもの成長・発達にあり、そのすすめ方は行政機関や何者かの指示・命令によるのではなく、真理・真実にもとづいて、子ども、父母、教職員という学校教育を構成する三者の直接的で自由な結びつきによるものであることが教育の条理です。

私達は、これまで築いてきた地域住民との信頼関係に確信を持ち、引き続き「子ども参加・父母と教職員の共同による教育・学校づくり」をすすめるための職場討議、職場の取り組みをすすみましょう。

大阪市立学校活性化条例(学校協議会関連部分)

第4条(学校運営に関する計画) 3 校長は、運営に関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ第9条第1項に規定する学校協議会の意見を聴くものとする。

第7条(学校評価) 3 規則第67条(規則第39条、第79条、第104条第1項、第135条第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する該当学校の関係者による評価(以下「学校関係者評価」という。)は、第9条第1項に規定する学校協議会に行わせるものとする。

第9条(学校協議会) 保護者等との連携及び協力並びに学校の運営への参加の促進並びに児童及び生徒の意見並びに保護者等の意向の反映のため、学校に、学校の運営に関する協議会(以下「学校協議会」という。)を置くものとする。

2 学校協議会の委員は、保護者等又は教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が校長及び当該学校の所在する区の区長(以下「区長」という。)の意見を聴いて任命する。

3 学校協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 学校協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 運営に関する計画の作成に当たり、校長に意見を述べること
- (2) 学校関係者評価を実施すること
- (3) 当該学校における教育活動を支援する取組に関すること
- (4) 教員の授業その他の教育活動に係る保護者等の意見に関する協議を行い、児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等について、校長に意見を述べること。
- (5) 校長の求めに応じ、当該学校の運営に関し意見を述べること
- (6) その他教育委員会規則で定める事項について、校長に意見を述べること

5 教育委員会及び区長は、学校協議会が適正に運営されるよう補佐するものとする。

6 学校協議会は、第4項第4号の規定による学校協議会の意見を受けて校長が講じた措置等の内容(校長が措置等を講じないことを含む。)に不服があるときは、教育委員会に対して、必要な措置を講ずるよう申し出ることができる。

第12条(評定結果の開示等) 教育委員会は、学校協議会の求めがあったときは、学校協議会に対し、当該学校に勤務する教員の評定の結果の分布の割合を開示しなければならない。ただし、教員個人の評定の結果は公にしてはならない。